アジアにおける生殖補助医療とグローバル規制

日比野　由利
金沢大学医薬保健研究域医学系環境生態医学・公衆衛生学　助教

アジアにおける生殖補助医療ということで、新興国での商業的代理出産についての最近の動きや、それを受けての先進国での議論について述べます。

【ポスター1】

背景と目的です。

主として代理出産について見ていきたいと思います。代理出産はそれぞれの国でさまざまに規制されてきています。例えばヨーロッパでは、比較的厳しい態度が示されてきました。ご承知のとおり、2000年代初頭にインドで商業的代理出産が合法化されたことをきっかけとして、新興国への代理出産ツーリズムが浸透してきました。

ただ、近年、ここ数年ですけども、行き過ぎた商業化に対し、新興国でも規制強化の動きが出てきています。その一つの大きなきっかけになったのが、大きく報道されましたけれども、タイで、代理出産で生まれた子どもが遺棄されたという事件があります。

最初、インドで規制が強化されました。そして、タイでこの事件が起こり、タイでも禁止。その後、メキシコやネパールやカンボジア等に流れていったのですけれども、最終的に今年の秋までに、これらの国で全部禁止になりまして、カンボジアでも禁止ということになりました。

ポスター1

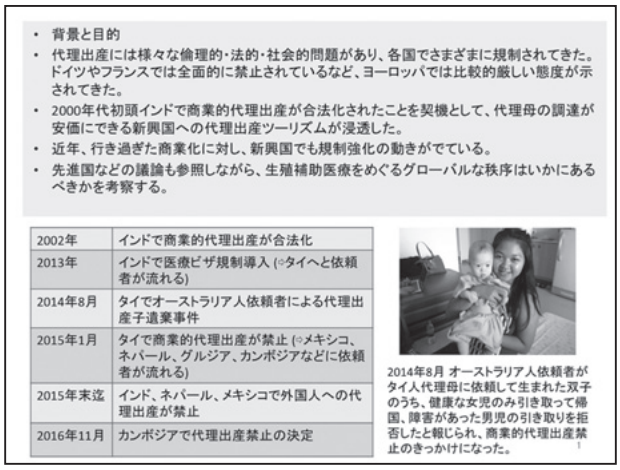

【ポスター2】

世界の他の国々ではどうなっているかということについて、先進国などでは一つの形として、商業的な実施は違法にしているけれども、利他的と言いますが、友人とか知人、親族等が無償で応じるという形だけ例外的に認めているものがあり、オー

ポスター2

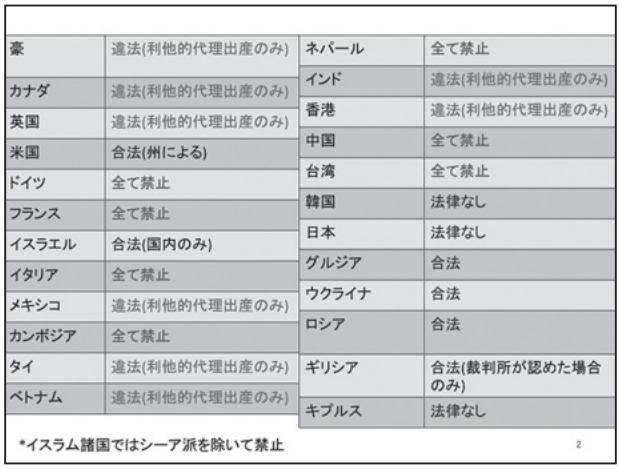

豪	違法(利他的代理出産のみ)	ネパール	全て禁止
カナダ	違法(利他的代理出産のみ)	インド	違法(利他的代理出産のみ)
英国	違法(利他的代理出産のみ)	香港	違法(利他的代理出産のみ)
米国	合法(州による)	中国	全て禁止
ドイツ	全て禁止	台湾	全て禁止
フランス	全て禁止	韓国	法律なし
イスラエル	合法(国内のみ)	日本	法律なし
イタリア	全て禁止	グルジア	合法
メキシコ	違法(利他的代理出産のみ)	ウクライナ	合法
カンボジア	全て禁止	ロシア	合法
タイ	違法(利他的代理出産のみ)	ギリシア	合法(裁判所が認めた場合のみ)
ベトナム	違法(利他的代理出産のみ)	キプルス	法律なし

*イスラム諸国ではシーア派を除いて禁止
2

ストラリア、カナダ、イギリスで、香港等もそうです。

それから、もう一つは今ご紹介した新興国ですけれども、かつてはやっていたのですが、外国人が押しかけ、その結果、全面禁止になったところがあり、ネパールなどがそうです。あるいは、メキシコやタイでは、商業的…つまりビジネスを禁止し、利他的のみ容認するということで、外国人を排除することを意図したものになっています。

もう一つは、以前から全部禁止で、ドイツ、フランス、イタリア、中国、台湾等がそのようになっています。

それから、合法の地域として、州により異なっていますがアメリカ、イスラエル、あるいは東ヨーロッパの国々等があります。

【ポスター3】

カンボジアでは、隣の国のタイで禁止になった前後、体外受精に関する法律がないということで、タイに代わる渡航先になっていました。しかし、刑法の中に人身売買を禁止するという条文があり、商業的代理出産は人身売買に当たるという警告がカンボジア政府によりなされていました。そのように最初からグレーな状況ではあったのですけれども、他に行く先がないということで、いろいろな国から依頼者がやってきて、カンボジアで代理出産を依頼していたということがあります。日本人エージェントによって、日本人の依頼者も送り込まれていました。最終的には先ほど申し上げたように、今年の11月に禁止されたという状況になっています。

ポスター 3

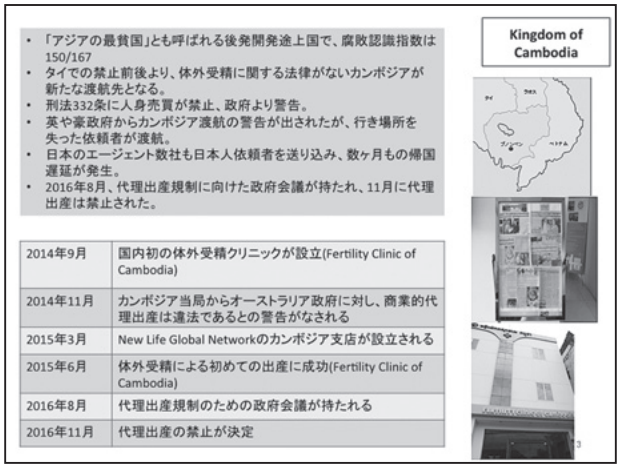

【ポスター4】

ジョージアという国は東ヨーロッパにあります。ここでは、1997年以来、代理出産が合法化されていて、当初はヨーロッパ等から依頼者が来ていましたが、近年は日本人依頼者も送り込まれています。

法律で代理出産は合法化されています。ただし、グルジア正教会を中心に代理出産への強硬な反対運動があって、規制法案も提出されています。そのように、賛成派と反対派の間で非常に政治的な論争があって、そ

ポスター 4

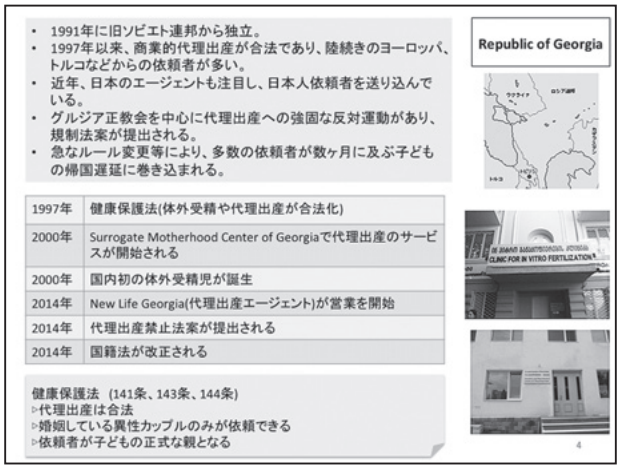

の中での一つの妥協案として、いろいろな細かなルール変更が行われています。その結果、多数の依頼者が子どもを連れて帰れないというようなことも現地では起こっています。

【ポスター5】

ここでは先進国での議論ということで、オーストラリアを紹介します。

オーストラリアは州によって異なる規制法を持っています。ただ、どの州もある程度似通っていておおむねビジネスでの代理出産は禁止されていて、利他的な形だけが例外的に容認されているということです。

そのようなこともあって、国内ではわずか十数件しか行われていなくて、その何十倍ものニーズが海外で満たされてきたということがあります。そして、タイで起こった代理出産の遺棄事件というのはオーストラリア人依頼者が起こしたもので、それをきっかけにオーストラリア国内で、代理出産をどう考えるべきか、議論が起こっています。

ポスター 5

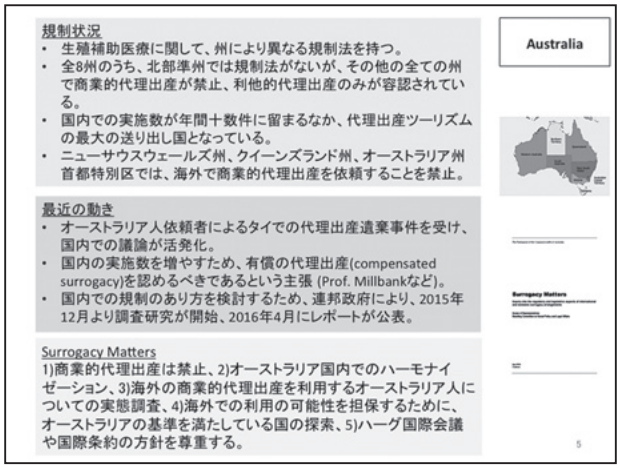

一つの解決策としては、リスクがある海外に行くのではなく、国内で実施数を増やす、その方法として有償での代理出産を認める、ということもあります。ここで有償と言っているのは、ビジネスにするという意味ではなく、きちんと代理母に対価を支払って依頼するという形です。

そのようなことで、オーストラリア国内での代理出産の規制について検討するため、連邦政府によって調査研究が行われ、2016年の4月にレポートが公表されています。報告書の内容からは、依然として商業的代理出産は禁止ということです。他には、オーストラリアの中で州によって規制が異なっているので、それを統一する必要性が述べられてます。さらには、どうしても国内では実施数は限られているので、海外に行かざるを得ないという場合に、関係者の人権に考慮したうえで、きちんと実施している国を探すというようなことが書かれております。

【ポスター6】

そして、もう一つは、先進国側の代理出産の送り出し国として、イスラエルがよく知られています。ユダヤ人国家ということで、生殖、子どもをつくるということは国民の義務とされております。イスラエルでは早い時期から有償での代理出産が認

ポスター 6

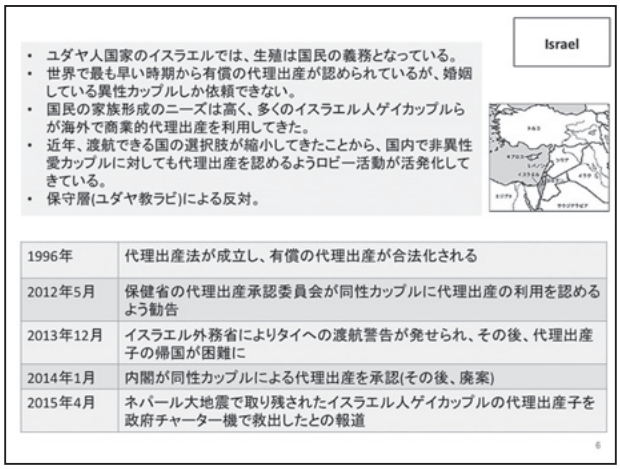

められてきたのですけれども、結婚している男女カップルにしか依頼することが認められてこなかったということがあります。

しかし、国民の家族形成のニーズは非常に高く、多くのイスラエル人のゲイカップルが海外で商業的代理出産を依頼してきました。彼らは国内で代理出産を依頼することができません。そして、近年、インドやタイなどで禁止になり、渡航できる国が少なくなってきた結果、ゲイカップルが国内で代理出産を依頼できるようにして欲しいということで、ロビー活動が活発化してきました。その結果、内閣が一旦承認したということはありましたけれども、その後、廃案になっています。一番大きな反対勢力としては、保守的な考え方のユダヤ教ラビたちで、簡単にはいかないようです。

【ポスター7】

国際的な代理出産に関する議論も、海外で行われています。

ハーグ国際私法会議、それから、ヨーロッパヒト生殖会議、欧州議会等で、国境を越えた代理出産について調査研究が行われ、レポートが出されています。

最近の欧州議会の動きとしては、代理出産は女性の人権上問題があり、禁止すべきであるということを決定しています。しかし、ヨーロッパでもイギリスのように利他的な代理出産を認めている国や、あるいはドイツ、フランスのように完全に禁止している国等、さまざまに異なっており、調停するのは簡単ではありません。

ポスター７

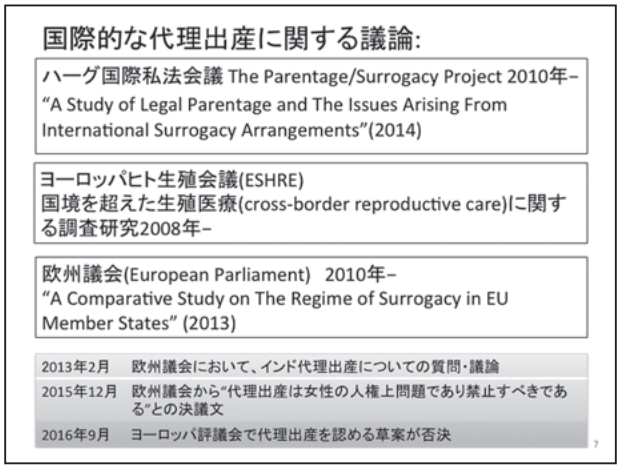

【ポスター8】

先ほども述べましたように、ここ数年、新興国の中でも非常に大きな変化が見られました。

インドで規制が導入され、その後、タイ、ネパール、メキシコ、カンボジアでも次々に禁止されています。とはいえ、ビジネスは継続されており、東南アジアでは、ラオスやミャンマーで開始されています。これらの国では体外受精についての法律がなく、タイなどから代理母を送り込んで実施されるようになってきました。

一方、先進国では、先ほど見たように、オーストラリアやイスラエルでは国内での規制を緩和するかどう

ポスター８

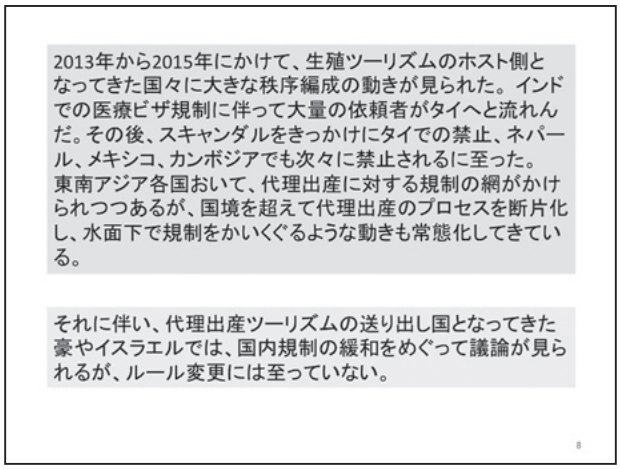

か、議論が出ていますが、実際のルール変更までには至っていません。

【ポスター9】

日本の状況は、ご承知のとおり、数年前から法制化についての議論が見られますけれども、今のところは目立った進捗はしていません。その中で、特に卵子提供を受ける日本人が増え続けているということが知られていますけれども、今のところ法整備も含めて有効な対応策は取られていません。

ポスター 9

日本では生殖補助医療に関する法制化は進捗していない。晩婚化に伴い、卵子提供を受ける日本人は増え続けており、代理出産の依頼は漸増してきていると思われる。

国際的な代理出産についての調査研究プロジェクトが行われ、各国の規制状況や国境を超えた生殖医療の利用の実態など基礎的な研究が進捗している。代理出産などに関わる秩序形成は、各国の文化的・宗教的、社会的背景も関わっており、国際的なコンセンサスを得ることが容易ではない面もある。代理出産が行われる固有の文脈で、代理母や子どもがどのような経験をしているかを知ることが重要である。各国の生殖補助医療をめぐる現状について調査研究を行い、比較検討を行うことが、対話や議論を進める一歩になるだろう。

9

海外では基礎的な調査研究プロジェクトで国際的な代理出産についての研究は進捗してきています。ただ、代理出産についてのルールというのは、それぞれの国でさまざまに異なっています。完全に禁止している国、法律で合法化している国、制限をつけて容認している国、などいろいろな要因が絡んでいて、国際的なコンセンサスを得ることは容易ではないという面があります。

また、法制度の導入だけでなく、それと並行して代理出産のプロセスで、代理母や子どもがどのような経験をしているかを知り、関係者の人権をどのように保護していくかを考えることも重要であると思います。

今後、さらに国際的な調査研究を行うことで、多国間での対話や議論を進める一助になり得るのではないかと考えます。

質疑応答

座長： タイトルとしてはアジアに焦点を当てられていますが、非常にグローバルにご覧になられ、最後のまとめの中で秩序形成ということがありました。例えばそれは、どういう観点でいろいろな国の実態を整理して、どんな秩序ということを描き出せるといいとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。もしあれば教えてください。

日比野： 新興国に先進国の富裕な人たちが行って依頼するということは、貧しい女性の搾取であるとか、いろいろな批判がありますので、そういった国々ではビジネスを禁

止する、あるいは代理出産を全面禁止するというような動きが出てきています。
一方で、ハーグ国際会議などで行われている調査研究の一部は、国境を超えた代理出産について、代理出産についての法律を世界共通にするということは難しいため、親子法を中心とした比較研究となっています。例えば、海外に行って代理出産を依頼したとき、現地で子どもが生まれたあと、二国間の法律上の問題で、依頼者の母国に子どもを連れて帰れないということがあります。こうしたトラブルがたくさん起こっていますので、国境を超えた代理出産による親子関係をどうつくるかということを現在、検討している状況で、生まれてくる子どもの福祉や利益を中心に代理出産の秩序形成を考えていく、という動きがあると思います。